2019年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公益社団法人 東京社会福祉士会
後援：公益社団法人 日本社会福祉士会
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（予定）

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ 2012 年 4 月から完全施行されました。下記の日程で、2019 年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

日程・会場・定員・内容

日 程	**２０２０年 ３月２０日（金・祝）～ ３月２１日（土）**
会 場	**タイム２４ビル** 住所：東京都江東区青海２－４－３２　タイム２４ビル 交通：**ゆりかもめテレコムセンター駅 →徒歩２分程度**
定 員	**１００名**
社会福祉士を対象とした２日間の研修 （実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の４科目構成）	

研修プログラム

【１日目】

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論（講義２時間）
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義２時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義３時間）

【２日目】

9:00～17:00	実習スーパービジョン論（講義・演習７時間）※途中に昼食・休憩あり
17:00～17:15	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

１．受講対象者・資格
・社会福祉士であること。

２．受講費（テキスト代は含みません。）
都道府県社会福祉士会会員：１０，０００円　　その他の社会福祉士：２０，０００円
※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

３．申込方法
①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送または FAX にてお申込ください。
②受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の９（実習指導との関わり）および所属長の証明欄をご記入の上お申込ください。

４．申込受付期間：１０月２１日（月）～１１月２２日（金）
申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

５．受講可否の通知

受講可否は**２０１９年１２月２０日ごろまで**に文書にてご連絡します。あわせて事前課題、会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

６．宿泊・昼食：各自手配をお願いします。

７．申込上のご注意

①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
②受講申込書の１から３（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
③郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

８．研修テキストと事前課題

『社会福祉士実習指導テキスト 第２版』（中央法規出版、2014 年）を研修テキストとして位置づけており、『社会福祉士実習指導テキスト 第２版』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

９．修了の認定

①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

１０．備考

車椅子を利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【注意】

⑴研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 **科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ
科目名：人材育成系科目Ⅰ **単位数**：１単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、「制度研修の１単位」になります。

⑵本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【情報提供】 現在、厚生労働省 社会保障審議会（福祉部会福祉人材確保専門委員会)において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等の議論から、社会福祉士の養成カリキュラム見直しの議論が行われています。これに伴い、今後、社会福祉士実習指導者の養成カリキュラムの見直しも予想されます。これまでの審議会の資料及び議事録は、厚生労働省 社会保障審議会(福祉部会福祉人材確保専門委員会)のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。(実習指導者講習会の受講要件ではありません)

第四条七号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に３年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

第五条２

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規程にかかわらず、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第 15 条第１項第１号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第６条及び第７条に規定する社会福祉主事として８年以上相談援助の業務に従事した者又は平成 21 年３月 31 日までの間において第四条第七号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。

お問合せ先・申込先
公益社団法人東京社会福祉士会　生涯研修センター　担当：渡会
〒170-0005　東京都豊島区南大塚 3-43-11　福祉財団ビル５階
TEL：03-5944-8466（営業時間　10：00　～　17：00）
FAX：03-5944-8467　　E-mail：syougaikensyuu@tokyo-csw.org